

公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）の組織について、公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下「定款」という。）並びに静岡文化芸術大学学則及び静岡文化芸術大学大学院学則（以下「学則」という。）に定めのあるものほか、必要な事項を定め、法人及び法人が設置する静岡文化芸術大学（以下「大学」という。）の事務の適正かつ能率的な執行を図ることを目的とする。

第2章 組織

第1節 教員組織

(学長)

第2条 大学に学長を置く。

- 2 学長は、学則に定めるところに従い、大学の教育及び研究に関する事項を総理し、公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則第2条に規定する職員を総督する。
- 3 学長は、大学の教育及び研究に関する事項について、決定を行うに当たり、別に定めるところにより教授会の意見を求める。
- 4 学長の任期及び選考に関する事項は、別に定める。
- 5 学長があらかじめ指名した副学長が、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

(副学長)

第3条 大学に副学長を置く。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて、大学の教育及び研究に関する所管事項をつかさどる。
- 3 副学長の任期及び選考に関する事項は、別に定める。

(学部長)

第4条 大学に学部長を置く。

- 2 学部長は、学長の命を受けて、当該学部の教育及び研究に関する業務を総括する。
- 3 学部長の任期及び選考に関する事項は、別に定める。
- 4 学部長があらかじめ指名した者が、学部長に事故があるときはその職務を代理し、学部長が欠員のときはその職務を行う。

(大学院研究科長)

第5条 大学に大学院研究科長（以下「研究科長」という。）を置く。

- 2 研究科長は、学長の命を受けて、当該研究科の教育及び研究に関する業務を総括する。

- 3 研究科長の任期及び選考に関する事項は、別に定める。
- 4 研究科長があらかじめ指名した者が、研究科長に事故があるときはその職務を代理し、研究科長が欠員のときはその職務を行う。

(教務部長)

- 第6条 大学に教務部長を置く。
- 2 教務部長は、学長の命を受けて、次の業務を総括する。
 - (1) 文化政策学部とデザイン学部との教育の調整に関する事項
 - (2) 全学共通科目等の教育課程に関する事項
 - (3) 教育に係る自己点検・評価に関する事項
 - (4) 教育改善に関する事項
 - 3 教務部長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。
 - 4 教務部長があらかじめ指名した者が、教務部長に事故があるときはその職務を代理し、教務部長が欠員のときはその職務を行う。

(学生部長)

- 第7条 大学に学生部長を置く。
- 2 学生部長は、学長の命を受けて、次の業務を総括する。
 - (1) 学生の身分取扱に関する事項
 - (2) 学生の厚生補導に関する事項
 - (3) 学生の文化、体育等課外活動に関する事項
 - (4) 学生の福利厚生に関する事項
 - 3 学生部長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。
 - 4 学生部長があらかじめ指名した者が、学生部長に事故があるときはその職務を代理し、学生部長が欠員のときはその職務を行う。

(キャリアセンター長)

- 第8条 大学にキャリアセンター長を置く。
- 2 キャリアセンター長は、学長の命を受けて、学生のキャリア形成及び進路支援、並びに卒業生との連携及び卒業生との生涯にわたっての人材育成等に関する業務を総括する。
 - 3 キャリアセンター長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。
 - 4 キャリアセンター長があらかじめ指名した者が、キャリアセンター長に事故があるときはその職務を代理し、キャリアセンター長が欠員のときはその職務を行う。

(文化・芸術研究センター長)

- 第9条 大学に文化・芸術研究センター長を置く。
- 2 文化・芸術研究センター長は、学長の命を受けて、文化芸術に関する研究を総括する。
 - 3 文化・芸術研究センター長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。
 - 4 文化・芸術研究センター長があらかじめ指名した者が、文化・芸術研究センター長に事故があるときはその職務を代理し、文化・芸術研究センター長が欠員のときはその職務を行う。

(図書館・情報センター長)

第10条 大学に図書館・情報センター長を置く。

2 図書館・情報センター長は、学長の命を受けて、次の業務を総括する。

- (1) 図書館・情報センターの運営管理に関する事項
- (2) 図書館資料の収集、保存及び閲覧等に関する事項
- (3) 情報システムの整備及び情報ネットワークの運営管理に関する事項

3 図書館・情報センター長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。

4 図書館・情報センター長があらかじめ指名した者が、図書館・情報センター長に事故があるときはその職務を代理し、図書館・情報センター長が欠員のときはその職務を行う。

(国際交流センター長)

第10条の2 大学に国際交流センター長を置く。

2 国際交流センター長は、学長の命を受けて、国際交流及び多文化理解の推進に関する業務を総括する。

3 国際交流センター長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。

4 国際交流センター長があらかじめ指名した者が、国際交流センター長に事故があるときはその職務を代理し、国際交流センター長が欠員のときはその職務を行う。

(入学試験・高校大学連携センター長)

第10条の3 大学に入学試験・高校大学連携センター長を置く。

2 入学試験・高校大学連携センター長は、学長の命を受けて、入学者の選抜、入学希望者に対する広報及び高等学校との連携等に関する業務を総括する。

3 入学試験・高校大学連携センター長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。

4 入学試験・高校大学連携センター長があらかじめ指名した者が、入学試験・高校大学連携センター長に事故があるときはその職務を代理し、入学試験・高校大学連携センター長が欠員のときはその職務を行う。

(地域連携センター長)

第10条の4 大学に地域連携センター長を置く。

2 地域連携センター長は、学長の命を受けて、地域との連携等に関する業務を総括する。

3 地域連携センター長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。

4 地域連携センター長があらかじめ指名した者が、地域連携センター長に事故があるときはその職務を代理し、地域連携センター長が欠員のときはその職務を行う。

(学科長)

第11条 各学科に学科長を置く。

2 学科長は、学部長等の命を受けて、当該学科の教育及び研究に関する業務を管掌する。

3 学科長の任期及び選考に関する事項は、別に定める。

(補佐)

第11条の2 理事長は第2条から前条までに規定する職を補佐するために必要な職を置くことができる。

- 2 前項の職の設置に関して必要な事項は、別に定める。

(その他の職)

第12条 第2条から前条までに規定する職のほか、大学に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は同表右欄に定めるとおりとする。

職	職務
教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授するとともに、その研究を指導し、又は研究に従事する。
特任教授	学生を教授するとともに、その研究を指導し、又は研究に従事する。
准教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
特任准教授	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
講師	教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
特任講師	学生を教授するとともに、その学習を指導し、又は研究に従事する。
助教	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
特任助手	その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

- 2 前項に規定する職の任用に関する事項は、別に定める。

第2節 事務組織

(事務局)

第13条 法人及び大学の事務を行わせるため、事務局を置く。

- 2 事務局に総務部、企画部及び学務部を置く。
3 前項の部に次の表の右欄に掲げる室を置く。

部名	室名
総務部	総務室、財務室、出納室
企画部	企画室、地域連携室、情報室
学務部	教務・学生室、入試室、キャリア支援室

- 4 前項の表の右欄に掲げる室のうち、次の表の左欄に掲げる室に、同表右欄に掲げる係を置く。

室名	係名
総務室	法人係、給与係
財務室	会計係、施設係
教務・学生室	教務係、学生支援係
情報室	図書係、情報係

(職制)

- 第14条 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。
- 2 前条第2項に定める各部に部長を置く。
 - 3 前条第3項に定める各室に室長を置く。
 - 4 前条第4項に定める係に係長を置く。
 - 5 前2項のほか、室に室長代理、主幹、副主幹、主査及び主事の職を置くことができる。
 - 6 必要に応じ、事務局に参事、副参事及び参与の職を置くことができる。
 - 7 前各項のほか必要な職を置くことができる。
 - 8 必要と認められるときは、嘱託職員、非常勤職員、期間契約職員又は臨時職員を置くことができる。

(職務)

- 第15条 次の表の左欄に掲げる職の職務は、同表右欄に定めるとおりとする。

職	職務
事務局長	事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	所管事項を整理し、事務局長を補佐する。
参 事	特定事項を総括整理するとともに、事務局次長の事務を補佐する。
部 長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、事務局次長の事務を補佐する。
副参事	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、参事又は部長を補佐する。
参 与	室の所掌事務のうち、重要な事項に参与する。
室 長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長代理	上司の命を受け、室の事務を整理し、室長を補佐する。
主 幹	上司の命を受け、高度で困難な事務に従事する。
係 長	上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副主幹	上司の命を受け、高度な事務に従事する。
主 査	上司の命を受け、困難な事務に従事する。
主 事	上司の命を受け、事務に従事する。

(分掌事務)

- 第16条 第13条第3項に規定する室の所掌事務は、次に掲げる表のとおりとする。

区分	所掌事務	
総務部	総務室	法人の庶務に関すること 役員会、経営審議会及び参与会に関すること 定款の変更に関すること 中期目標・中期計画に関すること 自己点検・評価に関すること

		学内外の協議会等に関すること 大学の庶務に関すること 教職員等の採用（非常勤講師の委嘱を含む。）、人事管理、服務及び労務管理に関すること 給与、共済、旅費、福利厚生及び研修等に関すること 文書及び公印の管理並びに諸規程に関すること 学内行事、各種委員会等の開催に関すること 他の室の業務に属さない業務に関すること
	財務室	法人の会計経理に関すること 予算及び決算に関すること 補助金受入、寄附金募集、寄附受納及び学納金収納に関すること 財産、物品等の管理に関すること 入札執行、契約に関すること 施設の管理に関すること 予算の執行（教員研究費等の執行を含む。）に関すること 入札及び随意契約の執行に関すること 施設設備の整備、管理及び維持修繕に関すること 備品等の購入及び管理に関すること 施設の使用許可等に関すること 防火及び防災対策等に関すること
	出納室	法人の出納に関すること 大学の出納に関すること
企画部	企画室	大学の将来構想に関すること 学外調整に関すること 大学の広報に関すること 文化・芸術研究センターの運営に関すること 静岡国際オペラコンクールに関すること
	地域連携室	地域連携センターの運営に関すること 公開講座、交流事業及び施設開放（自由創造工房等）に関すること 共同研究、委託研究に関すること ふじのくに地域・大学コンソーシアムに関すること その他地域連携に関すること
	情報室	図書館・情報センターの運営管理に関すること 図書館資料の収集、保存及び閲覧等に関すること 情報システムの整備及び情報ネットワークの運営管理に関すること 他の機関との情報ネットワークの連携に関すること 学術情報データーの収集、発信に関すること
学務部	教務・学生室	教育課程の編成及び授業に関すること 学生の就学指導に関すること 教員の採用手続き及び非常勤講師の委嘱に関すること 研究生、社会人聴講生及び科目等履修生に関すること 教育研究審議会及び教授会に関すること 国際交流及び留学生に関すること 国際交流センターの運営に関すること 学籍に関すること 学生の生活支援及び福利厚生に関すること 後援会及び同窓会に関すること
	入試室	入学試験・高校大学連携センターの運営に関すること 学生募集に関すること

		入学試験に関すること 入学手続きに関すること
	キャリア支援室	キャリアオフィスの運営管理に関すること キャリアセンターの運営に関すること 学生のキャリア形成支援及び指導に関すること 学生の就職・進路相談、支援及び指導に関すること 就職・進路情報の収集及び提供に関すること 就職関係の学外機関との連絡調整に関すること

(職員の事務分担)

第 17 条 職員の事務分担は、事務局長が定める。

第 3 節 監査室

第 18 条 理事長の下に監査室を置く。

2 監査室は、次の事務を所掌する。

- (1) 監事の業務を補佐すること
- (2) 内部監査に関すること
- (3) 外部監査に関すること
- (4) その他監査の目的を達成するために必要な事項に関すること

第 3 章 雜則

(委任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則等の一部を改正する規則）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 10 月 8 日から施行する。